

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

3番、酒井右一君より、欠席の届け出がありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、議案第112号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 議案第112号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,075万円とするものがございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。事項別明細書で説明いたします。

歳入であります。項の2、外来収入でありますけれども、目の2、社会保険診療報酬収入200万の減額。目の3、後期高齢者医療診療報酬収入1,300万の減額。4の一部負担金100万。そして、5のその他の診療報酬収入100万。合わせて1,700万の減額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によります外来診療の診療控えによるもので、見込みを立てますと約1,700万ほど減額になります。約、患者はですね、2割の減になっております。

続きまして、款の4、県支出金。項の1、県補助金でございます。目の1、衛生費県補助金でございますが、こちら9月に医科分の200万の補助金の計上をいたしました。歯科は別に100万円が出るということで今回100万円の計上をさせていただいております。

6ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。

総務費、一般管理費でありますけれども、こちらのほう、年度末に向けての不足分等でご

ございます。旅費でございますけれども、普通旅費は応援医師の送迎分で30万を計上してございます。需用費、役務費につきましては不足が見込まれる分でございます。公課費につきましては消費税で中間納付の不足が見込まれる分9万円でございます。

目の2、研究研修費であります。20万円の減額でございます。感染症流行のため参加できない研修がありましたので、そちらのほう20万円の減額になってございます。

目の3、医師住宅費であります。需用費、役務費。そして、使用料及び賃借料とありますけれども、医師住宅を発熱外来の診察室としたことによります、研修医がこちらのほうで研修をしておりましてけれども、長浜住宅のほうに移ってやるということで、その分の不足の経費でございます。

続きまして、7ページご覧いただきたいと思います。項の2、医業費であります。医科管理費。目の1、医科管理費であります。こちらのほう、医師一人、看護師二人の、これまでの採用できなかった分等の精算といいますか、その減額でございます。特殊勤務手当、3の職員手当でございますけれども、こちらのほう、減額で29万3,000円とありますけれども、昨日の議決いただきました新型コロナウイルス感染症の防護等の作業による特殊勤務手当はこの中に入っておりますが、医師と看護師の分の減額によりましてマイナスになってございます。共済費等についても同様でございます。医師、看護師分のものでございます。需用費は不足が見込まれる分の計上でございます。18負担金、補助金及び交付金でございますけれども、福島県の看護協会、新年度分で不足する分の、支払いの不足する分でございます。2万円の計上をお願いしたいと思います。

8ページをご覧いただきたいと思います。目の4、医科寝具費でありますけれども、使用料・賃借料につきましては不足が見込まれる分の5万円の計上でございます。

歯科管理費につきましては、年度末に向けての不足の分についての計上でございます。18の負担金、補助金及び交付金でございますけれども、歯科医師会、今度、新規加入を来年度から入りたいということで、今申し込みを協議しておりますけれども、新年度からの新しく加入する分の負担金ということで27万5,000円の計上をお願いするものであります。

目の8、歯科医療品衛生材料費でございます。こちらのほう、歳入のほうでありますけれども支援事業100万円の補助金を入れまして、感染症対策として330万。その他、医薬材料費の購入に充てたいというものでございます。

下段の予備費でございます。250万の減額による調整でございます。

9 ページ、給与費明細書につきましては以下のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、山岸国夫君。

○8 番（山岸国夫君） 7 ページの医業費の、そのうちの節の3、職員手当の特殊勤務手当マイナス29万3,000円と。この中には、この議会の中で可決した特殊勤務手当。コロナ対応の医療従事者への補助金。これも充当されているという上でのマイナスだというふうな説明だったと思うんですが、この新型コロナウイルス感染症対応での医療従事者への、この予算というのはどのぐらい見込んでおられるのか。その1点だけお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 医師と看護師、合わせまして25万6,000円を積算してございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7 番、中野大徳君。

○7 番（中野大徳君） 8 ページの負担金、医師会の負担金。今検討しているというお話でございました。今までは入ってなかったということだと思いますが、これに入ることによって、例えばその、ドクターのメリットとか、それから今回、病欠もあったようですが、その時の対応とか、何かこう、メリットがあれば教えてください。例えば医者が研修できるとか、教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 医師会のほうですけれども、医師の研修もやはりございますし、新型コロナウイルス感染症の情報ですね、いろいろな情報もやはり受けられるということでメリットがございます。また、医師会と広域の会合とかですね、団体、広域のところで契約をして、それで、それによって町民の方が診療所で検診を受けられるということもございますので、メリットは多いと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君）　そういうことであれば、私はもっと早く、もうすでに何年も経過して  
ますけども、のほうが良かったのかなと思いました。わかりました。

以上です。

○議長（大塚純一郎君）　ほかにございませんか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君）　コロナ対策で質問しますが、県の補助金入ったり、あるいは町でもそ  
れ相当のことやっておられます。会計そのものにどうこうということではありませんが、こ  
れ、やっぱり、コロナ対策の一番は感染者を只見町に絶対出さないと。一人も出さないとい  
うことをございます。以前の町長の時にも私は発言して、やっぱり町長の肉声で町民の皆さ  
んに、感染しないように十分に気を付けてくださいという、それが一番の大きなメッセージ  
になりますということを申し上げました。今、これから、勝負の3週間なんて言われており  
ますが、町長にはぜひ、その広報無線から直接、自分の肉声で、この第3波がきているわけ  
ですが、是非ともその、呼びかけをしてもらって、一人も感染者を出さないという町の決意、  
町長の決意を示してもらいたいなと思いますが、今、町長、その点について、是非やってい  
ただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君）　渡部町長。

○町長（渡部勇夫君）　新型コロナウイルスに関する予防対策は万全を期さなければならないと  
皆さんと同様に思っております。今週の広報ただみ、おしらせばんには、対策本部からとい  
うことで、その感染予防に対する更なる徹底といいますか、呼びかけをしております。併せ  
まして、万が一、そういった感染者が発生した場合、もしくは医療従事者等に対する偏見と  
か誹謗中傷のないようにというご理解を賜りたいという文言も含めまして呼びかけをして  
おります。ですから、そういった広報ただみ、おしらせばん等を通じて、呼びかけをして  
おりますし、広報無線等も通じて呼びかけをしようというふうに思っております。その辺は、尚、  
対策本部等もございますので、その中で様々、発生状況等をよく視まして、更なる方法が、  
どういった方法が良いかということ年未年始に関わらず通じて見守って、対策を切れ目な  
く講じていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君）　9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君）　今の町長のお話だと、私はあなた自身が、町長自身が、自らが、先頭

に立って呼び掛けてもらう。これが一番良いと思うんですが、そののところちょっと、はつきりしない。対策本部から誰かがそういう放送を流されるのか、ということもその中に含まれているのかなと思います。町長自身がやられることが、やっぱり一番メリットがある。こういうふうに思うんですが、どうですか。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 私としては、そういったことも含めまして、対策本部として感染予防対策に取り組んでいきたいという意味でございます。含めてでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） やっぱり、町長の肉声が一番効果的ですから、是非ともよろしく願いします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

8番、山岸国夫君。

反対討論ですか。

○8番（山岸国夫君） 賛成です。

○議長（大塚純一郎君） 賛成討論。

反対者の、まず、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、原案に賛成者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 議案の111号の令和2年度只見町一般会計補正予算には反対討論をいたしました。人事院勧告に伴う趣旨は、0.05パーセントの職員の期末手当の減額が主な理由でありました。この議案についても、同じ内容が載っているんですが、しかし、同時に、診療所の職員の感染予防対策への謝礼金。そしてまた新型コロナ対応への予算というこ

とで、私からすれば反対の中身の金額と、賛成の中身の金額と、両方含まれております。コロナ対応でのやっぱり職員の大変なやっぱり気苦労を考えると、そちらの方を優先して、そういう予算も計上されておりますので、賛成といたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

それでは、これから議案第112号 只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第112号 只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）に原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第113号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第113号 令和2年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 議案第113号 令和2年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ご説明を申し上げます。

まず第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ530万4,000円を追加し、歳出予算総額それぞれ1億6,045万7,000円とする内容でございます。

事項別明細でご説明申し上げます。5ページをご覧いただきたいと思っております。

まず歳入でございますが、高齢者医療の保険料でございます。特別徴収、普通徴収とも本算定及び月割り等の見込み、年度末までの見込みにより増減、調整をさせていただいております。

ます。

繰入金でございます。一般会計繰入金としまして療養給付費の過年度分繰入金ということで、精算に伴う繰入金を615万9,000円お願いしてございます。その他一般会計繰入としまして事務費ですが、システム改修費の補助残分を繰入お願いしてございます。

国庫支出金でございますが、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ということで、システム改修分として7万9,000円補助をお願いしてございます。

6ページご覧ください。歳出になります。

一般管理費でございますが、委託料としまして後期高齢者医療システム改修委託料ということで、基礎控除等の見直し改正に伴うシステム改修をお願いしてございます。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金ということで、歳入のほうで補正をさせていただいた保険料及び過年度の療養給付費の補正いただいたものを広域連合のほうへ納付する補正で総額490万8,000円の増額をお願いしてございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第113号 令和2年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第114号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 議案第114号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ325万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,361万1,000円とする内容でございます。

事項別明細で説明をさせていただきたいと思っております。5ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でございますが、国庫負担金につきましては、歳出のほうで出てまいります介護給付費の増額に伴う国庫負担ルール分を増額をお願いしてございます。

国庫補助金でございますが、まず総務管理費補助金につきましては、介護保険制度改革に伴う補助金で58万6,000円。その下、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金につきましては、自立支援、また重度化防止等の施策を実施するための交付金ということで、内示額に基づいて増額補正をお願いしてございます。

支払基金交付金につきましては、介護給付費、歳出のほうの増額に伴うルール分の増額でございます。

6ページ、県負担金につきましても同様に歳出の介護給付費増額に伴う増額をお願いしてございます。

繰入金で一般会計繰入金。介護給付費現年度繰入金につきましても歳出増に伴うものでございますが、事務費繰入金。これにつきましてはシステム改修費の補助残を一般会計からお願いしているものでございます。



7 ページ、歳出になります。

総務管理費の一般管理費、委託料でございますが、介護保険制度改正システム改修委託料ということで、報酬改定に伴うシステム改修等をお願いしてございます。

2 款、保険給付費の介護予防サービス等諸費でございますが、負担金としまして地域密着型介護予防サービス給付費負担金ということで、小規模多機能型居宅介護等の利用増が年度末まで見込まれますので180万円増額をお願いするものでございます。

高額介護サービス等費につきましても、介護予防で若干の不足見込まれますので2,000円増額をお願いしてございます。

8 ページご覧いただきたいと思います。地域支援事業費ということで、介護予防ケアマネジメント事業費、人件費でございますが、人事配置等の変更に伴い、今回、人件費の整理をさせていただいてございます。

款の4の項2、一般介護予防事業費及び項3の包括的支援事業・任意事業につきましては、前年の内訳補正でございます。

9 ページ、予備費で131万9,000円増額をさせていただいて予算の調整をさせていただきました。

10 ページについては給与費明細になっておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

8 番、山岸国夫君。

賛成討論ですか。反対討論ですか。

○8 番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（大塚純一郎君） 反対討論。

それでは、まず原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 反対討論を行います。

議案第111号の令和2年度只見町一般会計補正予算に反対討論いたしました。内容は同じであります。この議案の中で、8ページの期末手当10万9,000円減額とありますが、これは期末手当の、職員の期末手当の減額に私はこの間、条例も反対してきました。で、111号も反対してきました。同じ理由として反対いたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第114号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第114号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第115号 令和2年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 議案第115号 令和2年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1万4,000円を追加し、歳出予算の総額をそれぞれ2億8,921万4,000円とする内容でございます。また、事項別明細でご説明申し上げます。

5ページをご覧いただきたいと思います。歳入。前年度からの繰越金2億1万4,000円を今回増額をさせていただいております。

6ページ、歳出でございますが、一般管理費、職員手当等ということで給与改定に伴う期末手当の減額をお願いしてございます。差額2億4万6,000円については予備費で調整をさせていただきました。

7ページは給与費明細となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

賛成討論ですか。反対討論ですか。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（大塚純一郎君） それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この議案に対しても、先ほどらい、反対の意思表示をしております職員の期末手当の減額。これに対する反対ですので反対討論といたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

これで討論を終わります。

これから、議案第115号 令和2年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1

号)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第115号 令和2年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立多数]

○議長(大塚純一郎君) 起立多数です。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第5、議案第116号 令和2年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(増田栄助君) 議案第116号 令和2年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算(第3号)でございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条としまして、既定の歳出予算の総額1,381万円のうち2万1,000円を科目更生するものでございます。

3ページ、事項別明細でございます。歳出でございますが、居宅介護予防サービス事業費の中の職員手当、期末手当。これにつきましても給与改定に伴う減額をお願いしてございます。減額分については予備費で調整をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論。賛成討論ですか。反対討論ですか。

○8番（山岸国夫君） 反対です。

○議長（大塚純一郎君） 反対討論。

それでは、原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 反対討論を行います。

これは先ほどからも言っておりますように、111号 一般会計補正予算の中での職員の  
期末手当の減額。この理由申し上げましたとおりの内容で反対いたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから、議案第116号 令和2年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第  
3号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第116号 令和2年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第3号）を  
原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第117号 令和2年度只見町簡易水道特  
別会計補正予算（第3号）を議題いたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第117号 令和2年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第3号）ご説明申し上げます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額2億375万5,000円のうち1万4,000円を科目更生するものでございます。

ページをめくっていただきまして3ページからでございます。歳出の事項別明細となります。維持管理費の1目の水道総務費において、職員の手当等、期末手当でございますが、給与条例の改定によります減額をお願いしております。また、共済費につきましては、職員の等級が変わったために町負担金の増額をお願いしてございます。予備費1万4,000円を減額して調整をいたしております。

4ページ以降、給与費明細書となっておりますので、ご覧をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

反対討論ですか。賛成討論ですか。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（大塚純一郎君） 反対討論。

それでは、まず原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 反対討論いたします。

令和2年度只見町簡易水道特別会計補正予算。この中にも、この間、先ほどから私、反対討論いたしましたように、期末手当の減額が計上されております。よって、議案111号で

述べました内容に基づいて反対といたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから、議案第117号 令和2年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第117号 令和2年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第118号 令和2年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第118号 令和2年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）説明申し上げます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出それぞれ44万5,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ3億1,744万5,000円とする内容のものでございます。

5ページから説明申し上げます。歳入であります。繰越金としまして前年度の繰越金を44万5,000円を補正をお願いするものでございます。

また、6ページから歳出でございますが、総務費の総務管理費におきまして、職員手当、期末手当を職員の給与条例の改定に基づきまして減額補正をお願いするものでございます。予備費で46万7,000円を計上しまして調整をさせていただきました。

7ページ以降、給与費明細となっておりますのでご覧をいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

反対討論ですか。賛成討論ですか。

○8番（山岸国夫君）反対です。

○議長（大塚純一郎君）反対討論。

それでは、原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君）反対討論を行います。

この議案も、期末手当が減額となっておりますので、議案第111号と同じ内容で反対いたします。

○議長（大塚純一郎君）次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから、議案第118号 令和2年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。



この採決は起立によって行います。

議案第118号 令和2年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎専決処分の報告について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、報告第10号 専決処分の報告についてを議題といたします。

それでは、専決第14号 工事請負契約の変更について、担当課長の報告を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 専決第14号 工事請負契約の変更についてをご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を変更するものでございます。

契約の目的でございますが、林道災害施設復旧工事、黒谷線でございます。変更の内容でございますが、請負金額が変更前5,533万円から変更後5,794万9,100円、261万9,100円の増という内容でございます。契約の相手方は、福島県南会津郡只見町大字大倉字前沢口146、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津本社、南会津本社長、飯塚信でございます。

本工事につきましては、昨年の台風19号での黒谷林道の災害復旧工事としまして、今年5月に本工事の契約議決をいただきまして事業を進めてまいりました。事業進捗に伴いまして、林道の横断の水路の工事の内容に、ちょっと一部変更がありまして、それに伴います契約額に変更が生じたことから、今般、地方自治法の180条第1項の規定によりまして、町長専決事項に基づき、令和2年11月27日に専決処分をいたしましたので報告をいたします。

なお、現場工事のほうは12月10日に完了いたしております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） ただ今、報告が終わりました。

これをもって専決第14号は報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第9、選挙第5号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名は議長が行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、舟木和一さん、目黒芳美さん、渡部純子さん、渡部克哉さんを指名いたします。

お諮りします。

ただ今、議長が指名した方を選挙管理委員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

〔「議長、質問。よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 私は選挙管理委員会についてのあれで異議あるわけではありませんが、

名前は、ちょっと言われても、すぐ忘れてしまいますから、ちゃんと印刷物をひとつ配っていただきたい。それが1点。

もう1点ありますが、もう1点は、選挙管理委員長、イコール、選挙長になっていたんですが、これは選挙長が代わると、やっぱりあの、選挙のその判読表が出るわけですが、この判読表の、その判読の基準がいろいろ変わってきている。だから、これは町の総務課長が、以前もずっとそうだったんですが、総務課長が選挙長をやられると。そういうことは、ひとつ、ここの場で申し上げておきたいと思います。(聴き取り不能)はありません。

○議長（大塚純一郎君） 今の三瓶良一議員の質問に対しては、今回は委員の選挙でございますので、この分について進めさせていただきます。

なお、最初に申されました、今、名前を呼んでおりますが、当選者が確定いたしましたら、後で配付させていただきます。

それでは、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名をしました舟木和一さん、目黒芳美さん、渡部純子さん、渡部克哉さんの4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、渡部淑代さん、目黒長一さん、鈴木幸子さん、吉津秀一さんを指名いたします。

お諮りします。

ただ今、議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選者と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました渡部淑代さん、目黒長一さん、鈴木幸子さん、吉津秀一さんの4名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただ今議長が指名しました順位にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

しがたって、補充の順序は、ただ今議長が指名しました順序に決定しました。

それでは、ただ今決定された選挙管理委員の名簿を配付いたします。

〔名簿配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

### ◎亀岡多目的広場の環境整備に関する陳情書

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第10、陳情第2－7 亀岡多目的広場の環境整備に関する陳情書を議題といたします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

11番、経済文教常任委員会委員長、鈴木好行君。

〔経済文教常任委員会委員長 鈴木好行君 登壇〕

○経済文教常任委員長（鈴木好行君） 委員会審査報告をいたします。

経済文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告します。

審査事件、陳情2－7、亀岡多目的広場の環境整備に関する陳情書。亀岡区長、齋藤修一、亀が島会会長、齋藤文良。陳情者でございます。

審査経過。本事件は、令和2年9月会議において付託を受け、令和2年9月8日、9月30日、10月30日、11月26日、12月8日の委員会で審査いたしました。この間、町当局とともに現地調査を実施しております。

審査結果。採択。

理由。本件は、亀岡多目的広場の環境整備にあたり、自走式草刈機の購入を求める陳情であり、当委員会では陳情者による現場説明及び町当局の意向等を基に審査いたしました。審査結果として、地区民の高齢化や人材不足により、今後の事業継続が困難になる現状や作業の効率を考慮し、自走式草刈機の必要性を認識した。よって、本件は採択すべきものとした。しかしながら、公共施設の環境整備に関する同様の問題は、当地区だけでなく全町的に考慮すべき事案であることから、広域的な対応を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり採択するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2－7は委員長の報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

#### ◎委員会継続審査・調査申出について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第11、委員会継続審査・調査申出を議題といたします。

経済文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、休会中の継続審査・調査について別紙のとおり申し出がありました。これを認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、休会中の継続審査・調査を認めることに決定をいたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

#### ◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、12月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

12月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認、指名により行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定をいたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） ここで、町長より、発言の申し出がありましたので、これを許します。

渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 令和2年只見町議会12月会議を閉じるにあたりまして、私から一言、御礼とご挨拶をさせていただきたいと思います。

また、このような機会をいただきまして誠にありがとうございます。

私、16日から就任させていただきましたので、本12月会議開催をされるにあたりましても様々、ご配慮をいただいたと、日程的なこと含めましてご配慮をいただいたというふうに思っておりますので、まずもって御礼申し上げます。

議案の中で新型コロナウイルス感染症対策の特殊勤務手当や工事請負契約の変更並びに各会計の補正予算等、全て滞りなく、提案どおり可決していただきまして誠にありがとうございました。

今回は令和2年の12月、最後の会議でございますけれども、令和3年、新年に向かいまして、今、町ではご存じのように新型コロナウイルス感染症対策の本部並びに先般発足しました雪害対策本部、二つの本部を抱えたまま、新しい年を迎えることとなりました。昨日の庁議におきましても、その旨を庁議構成員に改めて申し伝えまして、年末年始であっても、その二つの対策本部を継続し、町民生活に遺漏等のないように対策を、また未然の予防をするように指示をしたところでございます。

また、新成人の方並びにご家族の方々には大変残念な、寂しい思いをさせることとなってしまいましたが、1月10日に予定しておりました成人式は中止とさせていただきまして、本日の広報おしらせばんによって町民の皆様にお知らせさせていただくこととなりました。大変残念ではございますが、現下の情勢に鑑み、ご理解を賜りたいと思います。

来たるべき令和3年はコロナの感染症が下火もしくは収束することを本当に願うばかりで

ございます。

議会の皆様と共に、令和3年が只見町の益々の発展並びに只見町議会、只見町の町民の皆様全ての皆様のご発展と、皆様のご健勝であることを心からお祈り申し上げまして、私から12月会議を閉じるにあたりましての挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

#### ◎議長あいさつ

○議長（大塚純一郎君）      ここで、議長からも一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の12月会議は通算4日間の日程でございましたが、議員各位のご協力をいただきまして、日程どおり全て終了することができました。

当局におかれましては、一般質問等が出されました意見あるいは提言に特に留意をされ、町政進展のため今後とも努力されますことをお願い申し上げます。

今、世界中がコロナ禍の中、日本でも東京はじめ地方でも感染拡大に歯止めがかからない状態が続いております。そんな中で我が只見町では、今現在、一人のコロナの感染者が出ておりません。これから年末年始を迎える中で、我々議員一人一人が感染防止のための範を示す行動が求められていると思います。

これから年末年始を間近に控え、何かとご多様になりますが、健康には十分注意され、ご活躍いただきますことをお願いし、ご挨拶といたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君）      以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午前10時58分）

